

ギリシア史の批評をめぐって(三)

芝川 治

三

仲手川良雄『古代ギリシアの自由と正義』(創文社、一九九八年)(以下、『自由と正義』と略記)。単行本に対する書評を担当するのは桜井万里子(『史学雑誌』一一一—一〇、二〇〇二年)である。本書は仲手川の論致を集成したものであり、それぞれの論文に関しては『史学雑誌』「回顧と展望」号にも批評が掲載される。『自由と正義』が対象とするのはアルカイク期より古典期に迄及び、内容的にも多岐に亘る。仲手川の本領は思想史関係にあるので、ここでもそれらより数篇を選びたい。

1

ソロン関係より始める。『自由と正義』五章「ソロンとメガラの民主政」。ここにおいては、ソロンがメガラの民主政を聞見し、その事が彼の思想に深く刻印を捺したと説かれる。その事を論定するためには、先ず、年代学の問題が解決されなければならない。ソロンがアルコンに就任したのは五九四／三年にして、その際、セイサクティアと経済政策を実行した事は仲手川としてもこれを認める。然るに、国制改

革並びに立法はそれらとは別時期、五七〇年代に置かんとする。後掲の詩 F8 (F6W) も立法後に製されたとなす。他方、メガラにおいては民主政（プルタルコス⁽¹⁾の「放縦なる民主政」）が五八〇年以前に成立を見、それは六世紀史若しくはその最終四半期迄持続したとする。テオグニス⁽²⁾の活動期も同世紀中葉に設定される。かくして、仲手川によらんか、F8制作時のソロンはメガラの民主政を承知していたし、テオグニスも、当然、それと関係を有していた事になる。

かくなる操作は、もとより、夥多の難点を内包する。仮定に仮定を重ねる議論は累卵の危きにある。ただ、その事はここでは措くとして、仲手川にとって重要なのは次に掲げる二つの詩句である。ソロン F8 (F6W) 、

かく民衆、余りに弛められず力以て強制されもせぬ時、最もよく指導者たちに従わん。心の全からざる者に大いなる幸運随う時、⁽³⁾飽満は驕慢を生む故。

テオグニス一五三—一五四、

実際、心の全からざる悪しき者に⁽⁴⁾幸運随う時、飽満は驕慢を生む。

ここにおいて、テオグニスの詩はソロンの後半部に酷似する。仲手川によればテオグニスの「悪しき者kakos anthropos」はメガラにおいて抬頭した富裕者層、殊に民主政を成立せしめ、それを領導した徒輩を指示する。従って、テオグニス一五三—一五四はメガラにおける現実の経験⁽⁵⁾を基として作成された。ソロン F8 (F6W) もメガラ社会を聞知した上での作にして、そこにおいて詠われた民衆はアテナイではなくメガラのそれであろうというものである。

ところで、テオグニス集をめぐってはその成立事情が問われる事となる。詩集中には同一詩句の反復も少なからず、収録された作品の制作年代も長期に亘る。また、テュルタイオス、ミムネルモス、ソロン等他者の作が竄入するのはテオグニス文献学上の常識である。テオグニス集に編纂の手が加わったのは否認し難きところである。当該の問題に関してはテオグニス集二二七—二三二、三一五—三一八、五八五—五九〇、七一九—七二八、一二五三—一二五四がそれぞれソロン F1.71-76 (F13.71-76W), F6 (F15W), F1.65-70 (F13.65-70W), F18 (F24W), F17 (F23W) に相当する。然らば、テオグニス一五三—一五四も本来ソロンの作と看做すのが通常となる。これをしもテオグニスの真作でメガラの現実より発したものとするならば、テオグニス集の編纂事情より個々の詩篇に到る迄大規模の文献学的論証が須要とな

る。さりながら、そのようなものはなされていない。

テオグニス集においてはソロンの *anthropoís* が *kakoi anthropoí* と改竄される。これは両者における関心の所在を示すものとはなる。テオグニディアにおいては *kakos* が断罪される。それには心の全き者なきが如くである。そのような者は *agathoi* の中のみ見出すを得るといのであろう。かくしてテオグニス一五三—一五四は驕人の価値観を示すものとしては意味がある。⁽⁸⁾ テオグニス集の詩人は、本来、モラリス卜的であつて、政治に関係する詩は少数を算えるのみ。テオグニス集は飽満、驕慢を排し、度々月並なる処世訓を詠う。⁽⁹⁾ 如上の詩はテオグニディア一流の表現であつて、一般的箴言と化したものであろう。⁽¹⁰⁾

ソロン F8 (F6W) であるが、これの本旨は民衆が放逸に流れんとするのを警戒するところにある。⁽¹¹⁾ 仲手川をして言わしめれば、飽満から驕慢に赴くのは一般的には貴族である。そして、ソロンの詩よりその例を引く。⁽¹³⁾ 該時期、アテナイの民衆はそういった事を経験するものではない。従つて、ソロン F8 (F6W) はアテナイの現況を叙するものではない。民衆がクロス、ヒュプリスに奔るのは支配的地位に即した場合のみという事で、この詩のデーモスが民主政下メガラのそれとされるのもそのためであつた。

さりながら、ソロン詩中、民衆の暴戻を危惧するものは許多に上る。余人「民衆を抑止せざるべし。」⁽¹⁴⁾ などその適例である。F29b.13 (F34.13W) 「一味は掠奪を企図して来り、……余が烈々たる心根を顕すを期し……。」⁽¹⁵⁾ ここにおいて「一味」とは土地再分配を指向する徒輩である。民衆は徒党を組んで矯激なる行動に出んとしたのである。それは経済的困苦よりの解放のみならず、政治的権利の拡大をも希求した。アテナイにおいては紛擾が激化し、騒乱の寸前に立った。プルタルコス⁽¹⁶⁾ の記述は当時の実相に近接するのであろう。民衆には放肆に流れる傾向があつた。⁽¹⁷⁾ これは事実上、飽満、驕慢を指示する。それらを防遏せんがためにソロンは竭力したと称す。「余、彼らが戦線の間に境界として立ち、⁽¹⁸⁾ 何れにも不法なる勝利を許さじ。」⁽¹⁹⁾ というものである。

かくして、ソロン F8 (F6W) F7 (F5W), F29b (F34W), F30 (F36W), F31 (F37W) と共にアテナイの状況より発したとして何ら不都合はない。それが最も自然なのである。民衆は抑止しない場合、飽満、驕慢に奔るのである。仲手川の論は如何にも人工的である。加之、矛盾を犯すではないか。『自由と正義』Ⅱ部六章(一九九—二〇〇ページ)には以下が記されるのである。「ソロンは改革前の「富裕者たち」に対しても改革後の民衆^{デーモス}に対しても「ヒュプリス」という語を用いて非難しているが……」。ここにおけるデーモスとはアテナイのそれに

他ならないのである。

これらを以って観れば、「メガラの実実からくる衝撃」⁽²⁰⁾の痕跡などソロンの詩には感知されない。よりて、アテナイの政治思想に対する「メガラ民主政観の思想的意義」などにつき喋々するのは無意味である。「メガラの民主政はソロンという起点においてアテナイの思想状況に消えがたい刻印を押し込んだのみではなく」、⁽²¹⁾爾後もそれは一種通奏低音として作用したという主張に左袒するわけにはいかない。⁽²²⁾

さて、書評であるが、「ソロンとメガラの民主政」に関しその内容に亘っては桜井は一言も発しない。他方、「回顧と展望」において伊東七美男はこれを称美する。⁽²³⁾

2

次に三章「ソロンの政治思想における自由」。これは他のソロン関係の論文を比照しつつ扱う。標記の問題を探究するために、仲手川としては先ずソロンのディケー観を検討に付す。それがソロン政治思想の中核をなすからである。ここにおいて氏が注目するのは「政治的弁明」F30 (F36W) である。これは改革後に物された詩であって、ソロンはそこにおいて自己の政治的所業を弁疏するものである。一五—一七行「余、力以て *bia* (*bie*) と *dike* を調和せしめつつこれらを遂行せし……」⁽²⁴⁾ *bia* (力、暴力) はヘシオドスにおいては *dike* と鋭く対置されるが、ソロンにおいては必ずしもそうではない。「政治的弁明」において *bia* は暴力でなく、*dike* と結合し改革の推進力と化す。*bia* は僭主がこれを使用せんか (*bia amelichos* 「仮借なき暴力」 F29.2-F32.2W) ？ 暴政、隷属を招致し、ポリスを根底にて支えるガイアを殺傷する。ソロンにあってはポリス統合を実現せんがためには理念を必要とした。それが *dike* である。*bia* はかくなる *dike* と結合せんか、ポリス破壊力よりそれを建設する力に変換される。そこに創出される秩序がエウノミアである。これらの点においてソロンの思想的獨創性は卓絶し、彼は思想史において聳立するものである。ソロンはそれらによってポリス共同体を形成し得たというわけである。⁽²⁵⁾

更に仲手川は続ける。⁽²⁶⁾ 如上のポリスのディケー観念は同時代並びに前代のそれと相違を来す事となる。F30.8-10 (F36.8-10W) を用いて、ソロン改革は当時における全法体系及びその根柢に存するディケー観念への挑戦を意味したとなす。また、「エウノミア」における「ディ

ケーの礎 (Dikes themethia) (F3.14=F4.14W) に着目する。これはテミスを指示するからして、ソロンはダイケー以前の規範とされるそれを排斥したものではない。ここにおいて彼は伝統的であるが、そこにとどまるものではない。ソロンは現行のダイケー観念と対決しつつ、それを変革せんがための基点を古き良きテミスに求めた。彼はテミスの内包する古き良き貴族政の精神をポリスの基盤の上に生かさんと意図したるには非ずや、というものである。

仲手川の説くところを総じて言うならば、ヘシオドス流ダイケー概念に対してソロンのそれは斬新である。彼はダイケーを人間の様態や司法の領域にとどめず政治の領域に置いたのである。この時、真の意味における「政治」が開始を見たという。また、この点においてソロン自身の裡に思想的発展があったとの由である。

かくの如きダイケー論であるが、これに対しては百般の疑問が奔出する。一つには、その論拠が究竟するに F30.16 (F36.16W) に尽きるところではないか。ソロン詩中、dike 並びにその類縁語は十八箇所に現れる故、それは過少と言わずばなるまい。その他問題となり得るのは F30.8.10 (F36.8.10W) の ekdikos, dikaios である。⁽²⁷⁾ ただ、これらにおける dike は「司法的判断」の意を中心とするのではないか。⁽²⁸⁾ 然らばそこに見られるのは旧来の使用法ではないか。また、それは修辭上の文飾たる一面をも帯びよう。⁽²⁹⁾

ソロンは政柄を乗った身であるから、強制に訴えざるを得ない場合も当然存した。セイサクテイアがまさにそれである。それが果敢なる措置たる事は否定し難い。これや爾余の国制改革に関し、多数の人士がソロンを誹毀したであろう。F30 (F36W) はそれに応じたまさに弁疏に他ならない。ソロンとしては自己の行為の正当なる所以を宣揚しなければならなかった。それは僭主の暴力 tyrannidos bia⁽³⁰⁾ とは相貌を異にするというわけである。何れにせよ F30 (F36W) は他の少なからざる詩と共に政治的発言でもあるから、それは顔面通り受取るべきではない。⁽³¹⁾ ソロンの思想上、それに重きを置くわけにはいかない。dike に関してソロンの心を領したのは主として「正義」、応報の問題であった。

翻つて考えるに、dike は本来的に力を必要とするのではないか。⁽³²⁾ もとより赤裸々なる暴力はそれに敵対する。されど、正当なる統治を遂行するためには力が随伴しなければならない、この事は古期より認識される。⁽³³⁾ 判決にせよ正義にせよそれらは現実に執行されなければならないのである。

僭主政論にも顧慮を払うべきである⁽³⁴⁾。キュプセロスの父に下されたという著名なる神託には「コリントスを懲らしめようぞ dikaiosēi de Korinthon」⁽³⁵⁾とある(Hdt.V.92β2)。この神託は時期的にはソロンを遡る。同様の思念はオリュンピアにおけるキュプセロスの櫃⁽³⁶⁾やテオグニス三九―五二にも見出すを得る⁽³⁷⁾。これらは一種 dikē と bia との結合と称し得る故、ソロンとの類似が了知される。

仲手川の論著に過度に拘泥するわけにはいかなないので先を急ぐ⁽³⁸⁾。デイケー論に続いては三章三節においてエウノミア、殊にそれとデイケーとの関係が論ぜられる。それも仲手川特有の論理に貫かれているが、ここでは省略に付し、端的に四節自由の問題に移る。

ソロン詩篇中、「自由」関連の言葉が現れるのは F30 (F36W) の二箇所のみ。一つは七行、「黒き大地 Ge melaina) ……かつて隷属せしが今や自由なり prosthen de douleousa, nyn eleuthera」⁽³⁹⁾。今一箇所は一五行、「奴隷に墜ちし者を) ……余、自由の身となせり eleutheros etheka」⁽⁴⁰⁾。この二箇所において仲手川は D・ネストレの『自由』なる書に依拠しつつ積義を進める。それによれば、ソロンにあつてゲー(ガイア)とは単なる土地でなく、母なる大地にして、しかもポリス・アテナイの領域のみ念頭に置かれる。それが自由になったとの由である。一五行に関しても同様に eleutheros たるとは家郷にある事としてアテナイにあるを意味するとされる。

ソロンにとって祖国の大地は格別の宗教的意味を帯びる。それは単なる土地でなく、女神ガイアとして擬人化され、ソロンはそれに対して甚深なる愛情を注ぐ。これが衰滅するのはポリスのデユスノミア故である。その時、人は故国にあるとも実際にはそれを喪失している。それに対し、ポリスがエウノミアの下にあらんか、それは豊饒なる力に充ち、そこにおいて神々と人間は平和的に共存し、人は自由というのである。以上、仲手川が多少敷衍した形におけるネストレ説⁽⁴¹⁾である。

これは一見して珍妙である。何故に自由とは祖国アテナイにある事なのか。F30.7 (F36.7W) の douleousa と eleuthera はセイサクテイアと関連せしめて、素朴に「土地を隷属状態より解放せし」の意に解せば事足るのではないか。同一五行の eleutheros も同様の観点より見るのが通常である。迂遠なる解釈を施さんとするのは何を以ってなのか。ネストレ曰く、eleutheros の「原義」は「祖国にある事」である。これには異議が呈せられるが、それは不問としよう。仮にそれが原義としても、それはギリシアの歴史時代に至る迄、脈々と生命力を保持するものか。これは悪しき文献学である。auslegen⁽⁴²⁾ではなく、hinemlegen⁽⁴³⁾である。仲手川としてもかくの如き学説に依存すべきでは⁽⁴⁴⁾

なかった。

ソロンと自由に関しては市民の隷属やセイサクテイアなど、議論すべき材料は本来的に限定される。ラーフラウプも彼の『自由の発見』においてその種の問題しか扱わない。しかも僅々一六ページを宛てるのみ。それ以上を敢えて推窮せんとするならば不確実な境地を彷徨する事となり、これもまた、砂上、楼閣を築く結果を生ずるのである。

ソロンによるガイア尊重の思想については先に叙したが、それには著大なる意義が賦与される。これは八章「ソロンの詩「エウノミア」とポリス思想」の中核をなす。これは三章と関連するし、仲手川の思考方法を如実に示す事となるので、ここで一言のみしておく。

仲手川によるとガイアは共同体的和合の象徴である。アテナイはギリシアの一地域たるに過ぎないが、それは地母神ガイアと等置され、ガイアはこのポリスと運命を共にするのであった。「エウノミア」冒頭に見られるようにアテナイはゼウス始め諸神によって不滅とされる。かくてアテナイは一箇の世界、いわばミクロコスモスとして観念されるといふものである。

更に続けられる。「エウノミア」などの詩においては、アテナイはコスモスを独占するかの如く他ポリスの存在を予想せしめないとする。⁽⁴⁷⁾そして仲手川はこの種の世界像につき危懼を表白する。それは諸神を利用し、他邦の存在価値を顧慮せぬ自国中心思想を生むにはなきかと。そこから五世紀のアテナイ帝国主義に論及する。「デロス同盟の指導者から支配者へと変身し、やがてギリシア世界において「僭主ポリス」といわれるようになったのは「エウノミア」で垣間見られた特殊アテナイ的思想の延長線上におこったことではないとはいききれまい。」(二六四ページ)これは牽強附会である。仮にソロンがそのような思想を抱懐したとしても、それはさほどに歴史的現実を規定するものたり得ない。現実とは歴史的条件が交叉しつづつ織成するものである。憂懼すべきなのはむしろこのような観念的思考法なのではないか。⁽⁵⁰⁾

方法論的問題についてここで括言しておく。仲手川はドイツ系の精神史的傾向を帯びる文献を重用するが、それらに縁由する偏倚も認められる。ソロンは政治家であった。そのために彼は多数を説伏しなければならなかった。改革を前にして窮境を誇大に語り、また、神の加護も強調した。改革後も自己の所為を美化する必要がある。常に効果を意図したわけである。このように朗誦の場、聴衆の反応、詩人との交感作用も考慮に入れるべきである。また、詩人としてのソロンはホメロスなどの詩的伝統を踏襲する。定型句も見られるし、詩的修飾も不可欠である。これらの事は本章において折に触れて叙したところであった。これらを一言で以って述べるならば、ソロンは常に信ずる

ところを吐露するものではない。彼は哲学の論文を草しているのではないのである。詩の文面を字義通り受取るべきではない。

メガラ民主政に関する矛盾は既に記したが、その他撞着、また重複が若干見られる。註釈の部分には少数と雖も瑕瑾がある。

以上、大綱を約略したのみ。細部に亘れば問題はそれに尽きるものではない。然るに、三章「ソロンの政治思想における自由」につき、桜井の書評は難点には全く言い及ぶところがない。寸毫の疑念も胚胎せぬが如くである。ただ、「読む者を感動」せしめるとか、「ロマンティックな清新さを湛えた好編⁵²」とか情緒的反応を連ねるのみ。これでは「感想文」の域を出ない。文献学的批判をなさないので「書評者としての責⁵³」を果した事にはならない。ソロンの詩篇に親昵せよと迄は言わぬとしても、一定程度の知識を有する事は必要である。かくの如き書評を目にするに及んでは、筆者としては惆悵として一人悲しむ他はない。⁵⁴

3

その他の部分に移る。これらについては論文二篇に関して問題点を摘記するのみとする。先ずイセゴリア関係であるが、二章「ヘロドトスにおける「イセーゴリア」」。これは著名なるヘロドトス五卷七八を取上げる。ここにおいて *isegoria* なる語が使用されるのであるが、その事の意味が問われるわけである。

仲手川によらんか、*isegoria* とはデモクラティア、はたまたイソノミアと同義ではない。それは国制ではなく、民会において自由なる発言を可能とする習慣或は習慣的的制度である。然らば、それは何故に五卷七八に出来るのか。ヘロドトス同所は、クレイステネス改革後アテナイが強大と化して、ポイオティア人、カルキス人に大勝を博した旨叙するものであった。敵の撃破と言論の自由との間には論理的関連なきが如くなのである。

仲手川をして言わしめれば、ヘロドトス五卷七八はクレイステネス改革によって実現した「民会に語りかける全市民の権利」を謳うものなのである。それは自身「すぐれたもの」であり、民会の決定権を重要ならしめ、全市民の意欲を向上せしめた。それがポリス市民の生の全面に活気を吹込み、その一環としてアテナイに戦捷を齎した。かくの如くイセゴリアは枢要とされるのである。

ヘロドトスはこの点においてクレイステネス改革を適切に評価するとされる。他方、仲手川はアテナイにおけるデモクラティア実現の時期を五世紀中葉に設定する。然らば、クレイステネス改革よりそれ迄の時期を如何に解すべきか。それは本来の民主政への過渡期ではなく、固有の諸特質を帯びる。イセゴリアは無差別的平等要求を充足せしめんとする民主政よりも、広汎なる層に立脚する寡頭政或はホプリーテ
ン国制に一層適合的であり、共同体的正義の実現を指向する。この時期はかくなるイセゴリアの理想が保持され、ポリス共同体の理想に近
き精神によつて特色づけられた独自の本質を持つものである。

かくなる仲手川説であるが、デモクラティアやイソノミアをめぐる行論には難点が山積する。ただ、それらは敢えて措く事として、こ
こでは事の核心のみを衝く。イセゴリアなる語であるが、仲手川は如上の意味を絶対視してそこから万事を釈義せんとする。さりながら、イ
セゴリアの原義はそのようなものとしても、歴史家の先ずなすべきは個々の事例を蒐集してそこから意味を再構築する事ではないか。現実
の用法は多彩である。端的に平等なる意より、自由平等なる言論から自由の意味合を帯するものまで広汎に亘る⁽⁵⁶⁾。却つて、イセゴリアなる
語につき「原義」においての明白な使用例を発見しない旨、ルイスは表白する⁽⁵⁷⁾。実際、*Thesaurus Linguae Graecae* よりイセゴリアは四八件
検索されるが、「原義」にての使用は容易には検出されない⁽⁵⁸⁾。

ヘロドトス五巻七八であるが、そこにおけるイセゴリアを「民会における自由なる発言」と解した場合、その節全体の理解が阻礙される。
それによつて何故にアテナイ人は戦捷を贏ち得たのか。また、それがクレイステネス体制において特筆大書される理由は何か、或はそれは
端的にクレイステネス体制と等置されるのか等々、当惑を余儀なくされる。この間、上記、仲手川の説明は如何にも晦渋である。読者に緊
張を強いる結果となる。これもまた *hineinlegen*⁽⁶⁰⁾ である。

仲手川の方法は顛倒しているのである。ヘロドトスの思考を推究せんとする場合、イセゴリアの如き曖昧なる一語より発するのでなく、
全体の文脈より追究すべきであつた。五巻七八の論点は僭主政なのである。ヘロドトスはそれとそれに代る体制を比較対照し、両者の相違
を然たらしめんとするのである。この事は同所後段 *de loioi on tauta hoi* …… よりしても歴然としている。かくして、五巻七八は凝滞なく
理解されるし、イセゴリアの意味も自ずと判知される⁽⁶¹⁾。こういった事は夙に筆者の論じたところであつた⁽⁶²⁾。

また、仲手川は六世紀末より五世紀中葉迄のアテナイを独自の時期となすのであつた⁽⁶⁴⁾。さりながら、少くともイセゴリアよりはそのよう

な時代像は出来しない。そもそも、「共同体的正義の実現を指向する時代」など人類史においてかつて存したなどとは間知した事がない。祖国愛、献身、戦意に燃えるなどは一時的熱狂の時期は別として、それ以上持続するものではない。この点においても仲手川の試みは徒爾に畢つた。それにしても、イセゴリアといういわばただの一語より壮大なる歴史像を仮構するものであった。⁶⁶⁾

この他、二章に関しては虚偽を黙過するわけにはいかない。仲手川はプラトン⁶⁷⁾『ゴルギアス』(461E)からの引用として、「ヘラスのなかでもっともイセーゴリアがあるアテナイ」と記す。然るに、プラトンのテクストには *pleiste* …… *exousia tou legein* とあるのみ。氏が四七ページ註(25)に引くアイスキュロスとエウリピデスのそれぞれ『救いを求める女たち』にも *isgoria* の語は出現しない。

以上、「ヘロドトスにおける〈イセーゴリア〉」は「ヘロドトス自身のアテナイ民主政についての見方をこれまで以上に具体的に鮮明にした大きな研究史上の意義」⁶⁸⁾も持たぬし、一章「イセーゴリアとパレーシア」と共に「当時の文献の中の用例を検証して出された、思想史研究の貴重な成果」⁶⁹⁾などでもない。

4

十章「アテナイ帝国と正義」。この章はクセノポンの名の下に伝世されてきた『アテナイ人の国制』を講究する。これは一種の奇書であって、執筆目的やその年代をめぐって、十九世紀以来諸種の研究が累積されてきた。学説は今日、繚乱の相を呈するのである。その中であって、仲手川の新機軸は以下に要約されよう。

仲手川をして言わしめれば『アテナイ人の国制』の著者は一箇の思想家であって、彼よりは独創的民主政観が看取される。彼はポリスを政治的倫理的共同体(ゲマインシャフト)とする伝統的思考より脱し、それを利益本位のゲゼルシャフトと観じた。また、彼は政治におけるシステムの意義を発見した。これらの点において古代の政治的思考に画期的新地平を拓いたというものである。⁷⁰⁾

これらに関して、ここでは桜井の書評とも関連せしめつつ、前者について最小限度の論評を行うにとどめる。偽クセノポンにおいて人々は二つに峻別される。一方は社会的上流に属する人士。これは高潔であるが、民主政の下、一方的に被害を蒙る。他方、*poneroi, cheirous*

などと呼ばれる下層民は無知蒙昧にして奸悪を極める。それは国柄を乗るのであるが、自らの支配を保持する点においては意識的であつて、利益のみを徹底的に追及するものである。

このように偽クセノポンの筆は甚だ辛辣なのであるが、それが過度に亘るのではないか。二、三、例示を行つてみよう。一・一〇―一一においてはアテナイの奴隷が論題に上る。ここでは奴隷を打擲する事は不可能である。アテナイにおける放埒はそこまで達しているというのである。また、奴隷は豪奢な生活を送るとして、それが海上支配に由縁せしめられている。二・一八、ここでは喜劇の舞台において自己が嘲弄されるのを民衆が容認しない旨記される。また、民衆は極端に無恥であり、悪漢のみを、その事を承知の上で用いる。その事が自己にとり有用なるからである（一・五―七）、等々。

『アテナイ人の国制』に關してその執筆時期を奈辺に設定するにせよ、これらには誇張、歪曲が伴う。民衆の描写は憎悪、侮蔑を交えつつ極端に奔る。個人にせよ社会階層にせよこれほどまでに邪惡に徹するものではない。これらは諧謔を交え、自虐的でもある。これらは意図的になされた戯画化ではないか。かるが故に、執筆目的の如何を問わず、『アテナイ人の国制』に戲文的要素が存する事は否定し難い。仲手川と雖も、その点是一部ではあるが承認せざるを得ない。カリンカは『アテナイ人の国制』をソフィスト的パイグニオンとなしたのであつたが、その点、ミュラー・シュトリュービングやゴムにも共通するところがある。これらよりして筆者としては仲手川説に対して疑問を抱かざるを得ない。

ただ、学説史においては遊戯精神を輕視する方が一般的である。ゲルツァーなどは『アテナイ人の国制』に學術的分析を見る。仲手川も、当然ながら、『アテナイ人の国制』につきその大部分を真摯なものと看做す。その場合、如何相成るか。あれほどまでに極端な事を自ら信じて語つたとすれば、著者の頑迷固陋は度し難きものとなる。その程度の頭腦に犀利な分析が可能だったのであるか。

偽クセノボンがアテナイ民主政の中に専ら利得という動因を觀ずるのは事實である。ただ、その事はソフィスト運動の洗礼を受け、一定の知的能力を具備する者であればなすを得る。冷笑的氣質を備える者ならば猶更である。問題はそれを學問的分析にまで高めるか否かなのである。ゲマインシャフトとゲゼルシャフトに關して言うならば、従前のアテナイにつき、實在的・有機的生命体、懷旧すべき共同社会などの要素を偽クセノポンは明確に認識するのか。他面、同時代のアテナイを觀念的、機械的形成物として把握するのか。これらには何れも

否と答えるしかない。偽クセノボンとしてはゲマインシャフト、ゲゼルシャフトなどを意識して論究などなしたものでないわけだ。⁽⁷⁸⁾

かくの如き「アテナイ帝国と正義」を桜井は讃仰するのみなのである。それを『自由と正義』中の白眉とまで呼ばんとする。その頌辞には、当然、ゲマインシャフト、ゲゼルシャフト云々も包含される。⁽⁷⁹⁾ 然るに、桜井は『史学雑誌』一〇六編(一九九七年「回顧と展望」号、九七三ページ)においては論調を異にする。そこでは「アテナイ帝国と正義」が一応の成功を納めたと記される。一応というのは「アテナイについてゲゼルシャフトという用語を留保なしに使用することの適否を問いたくなるからである。」というものである。これは矛盾を来すではないか。この点、怪訝に堪えぬものがある。桜井として一一編において前言を翻したのは何故か。ここには一言なさざるべからざるものがある。本節の議論によって観るならば、一〇六編の言がむしろ肯綮に中ると言うべきか。社会学上の概念を適用するにかけては慎重たるべきである。

5

桜井は仲手川の書を総括して、それは「西欧の伝統的な古典学研究の系譜に連なる」とする。⁽⁸⁰⁾ 桜井としてはそれに不満を洩し、仲手川が発掘や画像資料にさしたる関心を示さない旨、論難する。それは陳腐ながら一面の真理を衝く。桜井が説くように、近年、テキスト読解法の多様化という傾向は認められる。ただ、言を俟たぬところであるが、西洋古代史の場合、研究の根本に位置するのはあくまでも文献学的手法である。桜井としても本書評においてその面における問題を剔抉すべきであった。その点、彼女のためにも憾まれる。同時に、仲手川に対しても却って礼を失する結果となった。本章において取上げた書評を仲手川が閲読したとして示教されるところは僅少であろう。それにして、思想史関係における桜井の知識不足、これには蔽い難いものがある。

註

- (1) Plut. *Mor.* 304E-F, 295C-D.
- (2) 『自由と正義』一七八—一八〇ページ。
- (3) *demos d' hodi' an arista syn hegemonessin hepoito, mete lian anethreis mete biazomenos' tiktei gar koros hybrin, hotan polys olbos hepetai anthropois hoposois me noos artios ei.*
- (4) *tiktei toi koros hybrin, hotan kakoi olbos hepetai anthropoi kai hotoi me noos artios ei.*
- (5) 『自由と正義』一八一—一八二ページ。
- (6) この事を否定してテオグニス集中の殆ど全篇を真作視せんとするならば、ハリスン (E. Harrison, *Studies in Theognis*, Cambridge 1902) の如く一書を挙げてその論証に努めなければならない。ただし、ハリスンの試みは失敗に終わった。
- (7) 詩の内容よりしてその事を説くのは B. A. van Groningen, *Theognis, Le premier livre*, Amsterdam 1966, 61.
- (8) 芝川、前掲書九二ページ。
- (9) 同一〇九、一一五ページ。
- (10) それは俚諺の相をも示す。『自由と正義』一八一ページ参照。cf. I. M. Linforth, *Solon the Athenian*, Berkeley 1919, 181.
- (11) 芝川、前掲書九〇ページ。
- (12) 『自由と正義』一八二ページ。
- (13) 同一九二ページ註(34)。仲手川の引例に関して Fl. 11 (Fl. 3. 11W) は人々全般につき語るものであろう。その他 Fl. 16 (Fl. 3. 16W), F. 3. 34 (F. 4. 34W) も、その点、それに同じいと思考される。
- (14) F. 30. 20-22 (F. 36. 20-22W), F. 31. 6 (F. 37. 6W).
- (15) F. 30. 1-2 (F. 36. 1-2W).
- (16) Plut. *Solon* 13. 2-3.
- (17) *Ibid.* 14. 2 の hyperphania につては、芝川、前掲書九八ページ註(34)。
- (18) F. 31. 8-9 (F. 37. 8-9W).
- (19) F. 7. 6 (F. 5. 6W). 以上に関しては芝川、前掲書八六—八九ページ。
- (20) 『自由と正義』一八三ページ。
- (21) 同一八九ページ。
- (22) アテナイにあって、メガラ民主政への言及はアリストテレス以前には皆無である。この点にも思いを致すべきである。なお、アリストテレス『政治学』1300a17-19, 1302b30-31, 1304b34-39が「放縦なる民主政」を指示する点については一定の論証が必要である。『自由と正義』一七九ページ。芝川、前掲書一四—一五ページ参照。

- (23) 『史学雑誌』一〇四編、一九九五年、九三九ページ。
 (24) テクストに関しては芝川、前掲書一〇〇ページ註(49)。
 (25) この段は『自由と正義』六章「ソロンの僭主政観」を主とする。
 (26) 三章「ソロンの政治思想における自由」六三ページ以下。
 (27) 『自由と正義』六三―六四ページ。
 (28) Ehrenberg, *Die Rechtsidee im frühen Griechentum*, Leipzig 1921, 84-85.
 (29) F30 (F36W.) においては以下の如く対句が多用される。doubleuous-aeleuthera, allon ekdikos-allon dikaios, bian-diken, tói kakói te kágathói. cf. E. K. Anhalt, *Solon the Singer*, Lanham 1993, 137.
 (30) P29b. 7-8 (F34.7-8W.).
 (31) 芝川、前掲書八八―九〇ページ。
 (32) Hirzel, *op. cit.* 130-137.
 (33) Ilias, XVI, 542. hos Lykien eiryto dikéisi te kai sthenei hói. への古註に Aischyl. F381 Radt. hopou gar ischys syzygousi kai dike, polia xynoris tonde karterotera; が引かれる。これらに bia の語が現れぬところのひまれば Hirzel, *op. cit.* 132. フラトマン『法律』七一八Bなども想出される。
 (34) E. Irwin, *Solon and Early Greek Poetry*, Cambridge 2005, 221-230.
 (35) 芝川「コリントスの僭主政」三六ページ。
 (36) Pausanias, V, 18. 2.
 (37) euthynter hybrios.
 (38) 如上の項につき自余の問題を、若干、摘挙のみしておく。「デイケーの礎」がテミスを示す(本章五ページ)か否か。テミスが真に貴族政治の神格たるのか、等々である。それらは学説史において主張もされる(例えば Dikes themethla をめぐっては E. Wolf, *Griechisches Rechtsdenken I*, Frankfurt 1950, 192-193, cf. Ch. Milke, *Solons politische Elegien und Iamben*, München, Leipzig 2002, 121-122.) が、また問題も遣われる。
 ソロンにおける思想的発展に関しても瞭然たるは難きところである。一つには「エウノミア」と「ムーサイ」との前後関係が分明でないからである。『自由と正義』七章四節の如き議論に対しては反論の可能性が数多に及ぶのである。また、ソロンを「一級の思想家と看做す点には賛同し得ないところである。」
 (39) D. Nestle, *Eleutheria*, Tübingen 1967.
 (40) 『自由と正義』七五―八二ページ。
 (41) ここにおいて自由とエウノミア、更にはデイケーが連繫せしめられる。
 (42) Nestle, *op. cit.* 25-30.
 (43) *Ibid.*, 8. 『自由と正義』I部補章一。

- (44) 梅原猛『私の履歴書』学者一、日経ビジネス人文庫、二〇〇七年、三七八ページ参照。
- (45) ネストレ『自由』は使用される事稀なる書である。cf. K. Raafaub, *Die Entdeckung der Freiheit*, München 1985, 3.
『イリアス』VI. 455, XVI. 831, XX. 193の *eleutheron emar* は通常に解して支障はない。同 VI. 528の *kretera eleutheron* の同断。「祖国にある事」と解釈す (Nesle, *op. cit.* 9-15) べし。また、ネストレ (*ibid.* 16-19) をして言わしめれば、アルカイオス F72. 12 (Lobel-Page) の *eleutheroi* と *agathoi, esthloi, eugeneis* と同等であるが、これは謬見である。
- (46) Raafaub, *op. cit.* 54-70.
- (47) 『自由と正義』二五七―二六四ページ。
- (48) ただし、F30 (F36W) 並びに F4 (F4a W) においてはアッティカ以外にガイアなしと語られているわけではない。F314 (F414W) は詩的定型に即しつつ変形を加えたのみかもしれない。cf. Irwin, *op. cit.* 91-96. また、テュルタイオス Fla.G.P. (F2W) の解釈も吾人の首肯せざるべからざる。
- (49) 類似的の思念を掲げておく。二五五ページにおいて仲手川は以下の意味を語る。ガイア信仰よりせんか、ポリスを縦割るが如き貴族支配は否定される。また曰く「ガイアとの関わりにおいて共同体成員は基本的に平等であり、かれらの間での貴賤貧富の差は副次的意味をもつにすぎない。」(二五六ページ) これらにおいても思想の解釈、評価に関して過大なるものがある。
- これらと関連して今一点、記しておく。仲手川の説くところでは、「ディケーは公正をめざすその本性上、平等への傾きをもっている。」これに対して、「ピエーは……本性的に強さを欲し、強弱を区別する。強い権力は凝集を指向し、鋭角的な上下構造を構成しようとする。」(二〇六、七九ページ) これらもまた通常の理解力を踰える。
- (50) 現実感覚の欠落は既にメガラとソロンに関して指摘した(三ページ)。更に五世紀前半の政治(本章一〇ページ)、偽クセノポン(一一ページ) についてもそれは該当する。
- (51) 三ページ。
- (52) 桜井、『史学雑誌』一一一編、一六九三ページ。
- (53) 同一六九〇ページ。
- (54) 「ソロンの政治思想における自由」を「回顧と展望」(『史学雑誌』九四編、一九八五年、三四四ページ)にて取上げるのは清永昭次(これは「旧世代」)である。これは例に漏れず「御茶を濁す」体のものである。
- (55) それにしても『自由と正義』四〇―四一ページによると、クレイステネス改革時以降、民衆が政治の動向を左右し、民衆が国権の最高機関と化した。民衆においては民衆自らも活発に発言する途次にあった。然らば、これはデモクラティアではないのか。他ならぬヘロドトスは六卷一三一・一においてクレイステネス体制をデモクラティアとなすが、これの評価も問題とならう。仲手川におけるデモクラティア概念には錬磨の要がある。なお、桜井の言(『史学雑誌』一一一編、一六九七ページ)をも参照。
- (56) 単簡には芝川、前掲書二六二ページ註(2)。

- (57) J. D. Lewis, *Isegoria at Athens: When did it begin?* *Historia* 20, 1971, 129.
- (58) エウポリス (P291. Kock) やポリュビオス (II. 38. 6) も判然としなず。偽クセノポン『アテナイ人の国制』につき一言しておくが、その一・二、一・六、一・九において民会における自由なる発言が論題に上る。ところが、それらにおいて *isegoria* の語が現れず、却ってそれは別の関連(一・二二)での *isegoria* は「平等」の意に近接する。) において使用される。この事は既にして仲手川的方法の欠陥を露呈するものである。『アテナイ人の国制』一・二二に關して仲手川は苦慮するが、『自由と正義』補章二「イセーゴリアの意義」、それは無用である。この点において真下英信(『伝クセノポン「アテナイ人の国制」の研究』、慶応義塾大学出版会、二〇〇一年、補論(補論の初出は一九九三年)の評言は適切であり、桜井や、はたまた橋場弦(『史学雑誌』一〇二編、一九九三年「回顧と展望」号、九七六ページ)とは対蹠的である。
- なお、仲手川によれば(『自由と正義』一六四―一六五、三四八、四三四ページ)、『アテナイ人の国制』一・二、一・六、一・九においてイセゴリアが記されている。しかし、これは不当である。
- (59) ヘロドトスはベイシストラトス父子の僭主政を叙するに際して、「発言の自由」或はそれとは対極に位置する言論抑圧に特に筆を費すものではない。僭主政全般についても同断である。五卷九二におけるコリントス人ソクレスの演説や三卷八〇以下における「国制討論」よりも瞭々たる如く、ヘロドトスにとり僭主政とは第一には擅横なる支配であった。従つて、逆に僭主政に代る体制が樹立される際も、自由なる言論が前景に現れるものではない。
- 仲手川(『自由と正義』三九ページ)によれば、ヘロドトスにあつて「発言の自由」は重要である。然るに、五卷六六・一や九一・一において語られるのは、アテナイ人が僭主を放逐して、全体的にそれなき自由なる体制を確立したという事である。それがアテナイの強盛を将来にしたというものである。芝川、前掲書二五一ページ。
- (60) 本章六ページ。
- (61) 五卷七八の旨意は次の通り。「新しき自由なる体制下、アテナイは僭主一人の私有物でなく国民全体のものとなせり。かくして全員は意欲に燃え、近隣諸邦を圧倒せし。」
- (62) このような理解はヘロドトスの思考全体よりも裏書される。彼の胸臆を領した課題の一つは僭主政とその羈束を脱する体制であつた。
- 「自由平等」、いや、むしろ「自由」に力点が置かれる。民主政に關して一言するならば、それは自由と平等という二つの側面を帯びる(『全国民の支配』と「民衆の支配」)。そのうちヘロドトスが賞揚するのは前者である。
- (63) 芝川、前掲書七章。初出は一九八一年。
- (64) 『自由と正義』四二―四三ページ。
- (65) 同二九四―二九五ページ、三〇二―三〇三ページ、四七八ページなど。
- (66) 本章註(50)。
- (67) 『自由と正義』四四ページ。
- (68) 桜井、『史学雑誌』一一一編、一六九二ページ。

- (69) 同一六九一ページ。
- (70) 『自由と正義』三五五—三五六ページ。ゲマインシャフトの語は三五二ページ。
- (71) 喜劇に関してはアリストパネスに反する。
- (72) 『自由と正義』一五九ページ、三四八ページ他。
- (73) E. Kainka, *Die pseudophonische Athenaische Politiea*, Leipzig und Berlin 1913, 52-53.
- (74) H. Müller-Strübing, *Athenaische Politiea. Die attische schrift vom Staat der Athenen*, *Philologus*, Suppl. 4, 1884, 1-188.
- (75) A. W. Gomme, *The Old Oligarch. More Essays in Greek History and Literature*, Oxford 1962, 38-69 (*Harv. Stud. Suppl.* I, 1940).
- (76) K. I. Gelzer, *Die Schrift vom State der Athenen*, *Hermes*, Einzelschriften 3, 1937, 92-93. 更¹⁷ H. Frisch, *The Constitution of the Athenians*, Copenhagen 1937, 163, 103.
- (77) 『アテナイ人の国制』において具体例が挙げられるのは三・一一においてのみである。その他においては一般的、理論的に論述が進められていく。この事は同書に対して空論的雰囲気を与える。学術的分析を企図したのならば、今少し実例を示しつつ論証を進めていくのではなからうか。更に留心すべきは文章、構成の拙劣さである。『アテナイ人の国制』は公衆を意識して執筆された作ではなからう。カリンカ (op. cit. 54-56) はそれを即興演説となすのであった。
- (78) なお、一・二の dikatoi をめぐる議論 (『自由と正義』三四三、三五六—三五九ページ他) なども仲手川に特有のものである。
- (79) 『史学雑誌』一一一編、一六九六ページ。なお、同ページ九—一〇行は錯誤。
- (80) 『史学雑誌』一一一編、一九九二年「回顧と展望」号、九五六ページ) も桜井と軌を一にする。

四

1

この他、若干の評につき言を費す事とする。『史学雑誌』九六編、一九八七年「回顧と展望」号。批評子は戸千之。先ず、前沢伸行「ドラコンの殺人の法とアテナイ市民団」(『法制史研究』三五、一九八五年)。この論文においてはドラコンの殺人法をめぐる学説、論点につき整理がなされる。それに終始すると思いきや、三章において突如として独自の主張がなされる。前沢はドラコンにおける故意殺人の規

定につき論を進めるのであるが、それに対するアレイオスパゴスの関与を問う。ドラコン以前よりアレイオスパゴス評議会が故意殺人の裁判を管掌したとするならば、それはプルタルコスの記事 (Solon 192) と牴牾を来す事となる。プルタルコスによればドラコンはアレイオスパゴス会員には言及してないのであるから。確かにこれは学説上の論点をなす。この「アポリア」からの脱出法が特別なのである。

前沢は以下の如き提議をなす。「……故意殺人の場合、私は、当事者の身分に応じて二つの法廷が存在していたと想定したい。つまり、貴族間もしくは貴族と平民とを当事者とする裁判はアレイオスパゴス評議会によって、平民間の裁判はおそらくアルコンバシレウスと四名のフュロバシレウスによって構成されるプリユタネイオンの法廷で審理が行なわれたと考えたい。」(三五ページ) この事によって「アポリア」が解消されるとなすのである。⁽²⁾

他方、前沢によらんか、ドラコンは故意と無意思の殺人を法的に截然と区別した。エペタイの職は後者の裁判を扱うべく、ドラコンの創設にかかるものであろうとの事である。「ドラコンのこの措置を通してはじめて、無意思殺人に関しては貴族・平民の区別なく、両者に同一の裁判手続が適用されることになったのである。」(三六―三七ページ) この点、裁判強制確立と共に、前沢によって重視される。従前、身分制度に繫縛されていた法制にドラコンは初めて楔を打込んだ。ここに法制面において市民団の枠組が明確と化し、その内部における平等化への第一歩が刻されたとしてドラコンの歴史的役割が高く評価される。⁽³⁾ 冗慢なるこの論文において、これは、事実上、唯一の論点をなすものである。

在来、古拙期のアテナイは貴族支配の時期と断ぜられるのみであって、身分的差違なるものの具体相が提示される事は稀であった。該時期において身分別裁判が行われていたとするならば、それは支配機構の実相にも光を齎し、ドラコン、ソロンの歴史的意義をも昭々たらしめる結果を生ずる事となろう。それは学説史において、まさに新紀元を画するものとなる。

ところで、これはまた難問の圍繞するところである。ドラコン前後における自力救済の様態。故意と無意志殺人の区別はドラコンの立法を嚆矢となすか。エペタイとは何か、その創設の時期は。前記プルタルコスによる証言の価値如何、等々である。これらはここにおいてはすべて捨象する。事の本質のみを衝く。身分別裁判なるものが存したか。この点、論証がなされているか。これに関しては「否」と答えるより他はない。

前沢はヴォルフの論文を引証するのみ。以下の通り註記する。⁽⁴⁾「殺人に対する言及はないが、ドラコン以前の時期に関して、Wolff, op. cit. 808 は、当事者の身分の違いに応じたこのような二つの法廷の存在を推定している。」⁽⁵⁾ 然らば、ヴォルフの二つの法廷とは何か。これに関しては前沢の紹介を記しておこう。「ヴォルフは、古拙期アテナイの裁判手続として、……アルコン等が保持した平民を対象とする役人裁判権のもとでの審理と、……アレイオス＝パゴス評議会において貴族間の紛争を審理するために適用されたより民主的な手続を指摘している。」

ところでアルコンによる審理であるが、ヴォルフが引くのは『アテナイ人の国制』三章五節である。「九人のアルコンは裁判を最終的に決定する権をもち、今日のように予審し得るのみではなかった。」⁽⁷⁾ ヴォルフによればこれは役人が權威に基いて下す命令である。対象は下層民である。これは、本来、貴族が領民に対して有していた裁判権に由来するとすのである。⁽⁸⁾

さりながら、アリストテレスの脳中にあるのはそのような事ではない。『政治学』四卷十四—十六章においては各国制を組織する方法について委曲が尽される。それによると、役人の権が大であれば寡頭政となる。ただ、それだけの事である。如上にて、「平民」に対する審判などにつきアリストテレスは喋々するものではない。なお、領主裁判権云々などは想像の所産である。

アレイオスパゴスにおける裁判をめぐっては例えばソロンの大赦令を参看しよう。⁽⁹⁾ これにおいて身分別裁判なるものが些かなりとも看取されるか。『アテナイ人の国制』三章五節をも含めて、史料によるならば、犯罪を犯した場合、階層差を問わず全員が同一の場にて裁判に服したと見るべきである。前古典期アテナイにおける身分別裁判など筆者は寡聞にして知らぬ。ヴォルフも自身の説が仮説的たる事を承認する。⁽¹⁰⁾ それを示す史料は存せぬとするのである。

前沢が指定するのはプリユタネイオンの法廷であった。前古典期におけるそれも学説史における論点の一つである。古典期においてはプリユタネイオンの法廷は犯人不明の殺人や、無生物、動物による殺傷事件の裁判を司った。そこにおいて審決を下すのはバシレウス⁽¹¹⁾と部族長であった。ソロン以前、プリユタネイオンに法廷が存した事、これは上記註(9)に引用したソロンの大赦令よりして疑を容れない。問題はそれが四世紀におけるプリユタネイオンの法廷と実体、権能に亘って同一視されるか否かである。その点、肯定的に解するのが最も自然である。⁽¹²⁾ されど、それは決定的とは称し難い。異説も生ずる。何らかの形においてプリユタネイオンに法廷があつて、それが重要事

件の審理を行ったというものである。その際、それは四世紀におけるプリユタネイオン法廷の前身と看做される事もあるし、それとは別箇の存在とされる事もある⁽¹³⁾。

前沢としてはプリユタネイオンの法廷につき、先ずその管掌範囲を論定すべきであった。それは真に故意殺人を審理する場であったのか。然るに、この点、論証は与えられていない。ましてや身分別裁判なるものにつき、プリユタネイオンの法廷、アレイオスパゴスとを問わず、挙証努力は皆無である。それが実施されたと、前沢はただ唱えるのみ。ここにおいて、前沢の新説は空論に畢つたと断定を下すより他はない⁽¹⁴⁾。

また、素朴なる疑問を若干掲げるが、前沢によらんか、ドラコン当時、「貴族」、「平民」なる身分差が厳然としていた⁽¹⁵⁾。その中において、ドラコンは裁判一元化を実施し得たのであろうか。貴族層の一致した反対に逢着した事になるのではなからうか。また、それを実現した場合、後世、ドラコンに対し何らかの形にてアテナイ民主政の祖なる尊称が奉られる事となつたのではないか⁽¹⁶⁾。また、故意殺人の場合においてのみ旧套を放置したのは何故かなど⁽¹⁷⁾許多の疑問が生ず。それらの何れに関しても解明の試みはなされない。興味索然たる論文であった⁽¹⁸⁾。

さて、問題は大戸千之による評である。「この論文は、今後ドラコンの法とその時代を考えようとするさい、まず読まれるべき文献の位置をしめるであろう。」(八五九ページ)と、大戸はこの論文を称揚する。それは、当然、身分別裁判に関する論点を含めてのものである。これにつき、大戸は如上の欠陥を些も認識しない⁽¹⁹⁾。これは如何なる事態か。かくの如き論文を批評せんとするならば、ボナー―スミスやマクダウェル程度は再確認すべきであった(かつて卒読したならばの話であるが)⁽²¹⁾。前沢の重用するヴォルフも一読すべきであった。かくなる課程を履む事により、身分別裁判など史料上、証すべくもない事、また、裁判一元化の主張など空想に過ぎない事が確認されたであろう。批評の筆を執るに及んでその程度の事も認識しないとすれば、それはげに恐しきと言わずばなるまい。

なお、大戸(八五八ページ)は以下の如く記す。「前沢」氏は、故意の殺人に関する法はドラコンの法にはもともとなかったのだとするストラウドやガガーリンの説をしりぞけ……⁽²³⁾」さりながら、前沢(三二ページ)はストラウドに関してはそのような事を叙すものではない。ストラウドももとよりそのような説を立てない。対象には丁寧に接するべきである。

大戸千之は新村祐一郎「テセウスとアテナイ」(『大谷学報』六五—三、一九八六年)の評をも筆に上す(八五八—ページ)。この作は次に扱う論文と共通の欠陥を蔵するもので、何物をも論証しない。アッティカのシュノイキスモス一つ取っても論ずべき点は無量に上る筈だ。かくなる埋め草の如き論文に対して大戸は然るべき事を語らない。批評とは原稿用紙の柘目さえ埋めれば良しとするものではない。是非を明確にしなければならないのである。

新村祐一郎の『古代スパルタ史研究』(岩波ブックスサービスセンター、二〇〇〇年)に対しては『史林』(八四—一、二〇〇一年)において書評がなされる。担当は中井義明。筆者にはスパルタ史の知識が不足する故、本書の主部をなすスパルタ関係の論文は能く判断し得ない。ここにおいて対象とするのは序章「ドリス人の侵入をめぐって」のみである。

これは「ドリス人の侵入をめぐる二、三の問題」(『大谷大学研究年報』四五、一九九四年)を事実上再録したものである。従って、本来、単行本の序として概観を与えるために執筆されたものではない。また、この論文はミュケナイ文明没落を主要論題の一つとなすが、その点において一九七六年に板行された「ミュケナイ文明の崩壊」(『大手前女子大学論集』一〇)に淵源が索められる。よって、ここにおいてはこの問題を中心として若干、辞を連ねる事とする。

新村によれば中部ヨーロッパに端を発した民族移動が各地に波及し、十三世紀において東部地中海地方全般に混乱を惹起した。ギリシアも民族移動の波を免れず、イリュリア系民族が侵入してミュケナイ文明を破壊した。これはギリシアには定着せず他処に去ったという。然る後に、ドリス人を主体とする侵入が十二世紀後半に生じた。従って、ミュケナイ文明を瓦解せしめたのはドリス人に非ずとの由である。

かくの如き学説は、往時、通行したものである。侵入者の比定は別として、文明が変動する際、それは異民族の侵寇に帰せしめられる事が多かった。さりながら、近時、この種の思考には異議を挟む向きが増加している。²⁴⁾ 侵入したという民族はその後定着したのならば無論、寇掠したのみであつても何らかの痕跡を残す方が普通である。それが亮然としないのである。この際、候補として挙げられるのは武器、装

身具、或は Handmade Burnished Ware 等である。前二者は交易によってギリシアに将来されたのかもしれない。或は、他民族の製品を模してギリシアにおいて製された可能性もある。墓所の位置や石棺墓も論点を形成するが、それらも必ずしも侵寇の証拠を提供しない。また、土器において顕著なように文化的連続の面にも顧慮を払わなければならない。かつまた、侵入者があったとしてもその比定は容易でない。従って、ミケナイ文明崩壊に関しては来寇、掠奪行の他に、今日、多彩な原因論が提示される。内乱説や気候変動論、或は地震や経済組織の脆弱さなどに重きを置く説もある。⁽²⁶⁾ 事態は錯雑するのである。デーガーヤルコツイの言を藉りるならば、それは複合的連関の中で考察を巡らすより他はない。現今、外因説を採る者ももとより存すが、それらも単簡に断案を下すものではない。例えばデスバラなど、種々の可能性を考量するわけである。

然るに、これらの議論を新村は考慮しない。イリュリア人などによる破壊云々と、宛然それが既定の事実であるかの如く淡々と記すのみ。これでは一九九四年時点は勿論、一九七六年においても説得力を欠く事になる。新村は「ドリス人の侵入をめぐって」二節註(26)⁽²⁹⁾においてはカーペンターやフッカー⁽³⁰⁾などにも触れているのである。何故にそれらとの本格的対決をなさないのであるか。新村のスパルタ論に対する村川堅太郎の評言は後に掲げるが、それが「ドリス人の侵入をめぐる二、三の問題」や「ミケナイ文明の崩壊」に関して完全に該当するのである。

その他、トロイア戦争も解決済の問題ではない。その実否をめぐっては喧々囂々たる状況が続く。⁽³²⁾ ホメロスが史実を伝えるか否か、また「海の民」に関しても、それらは依然として開かれた問題である。ドリス系の三部族制をめぐっては、当然、ルーセルが参看されるべきであった。⁽³⁴⁾ また、近年の事ではあるが、ウルフやホール⁽³⁵⁾によって、ドリス族やヘラクレイダイ伝説に関して異説が提示されている。神話・伝説には後世の述作という側面があるので、それらの信憑性も更めて問われなければならない。ホールなどには新奇を銜う嫌いが存するのであるが。更に付言するならば、所謂ギリシア人の到来やミニュアス式土器⁽³⁶⁾もなかなか複雑な問題を内包するもので、議論は喧しい。⁽³⁷⁾ 方法的に言って、新村のそれは旧弊なのである。その点、文化の変動につき再言しておけば、それは必ずしも征服の結果ではない。これに関して、それを肯んずると否とを問わず、レンフルーなど新考古学との争闘はなすべきであった。

中井義明の筆は『古代スパルタ史研究』の書評において鋭鋒を欠く。ミケナイ文明終末期の諸相に関して中井は精通する。当然、蘊蓄

を傾けて評に当るべきであった。中井自身、新村説とは対極に位置する故、猶更であった。「回顧と展望」においては「ミュケナイ文明の崩壊」を清永昭次が、「ドリス人の侵入をめぐる二、三の問題」を伊東七美男がそれぞれ担当するが、共に「通り一遍」としか言うべくもない。

新村によるスパルタ史関係の論攷にも贅語を一言のみ費しておく。村川堅太郎は「回顧と展望」において、それらが学説との対決を十分になさない旨、屢次に亘って苦言を呈す。⁽⁴¹⁾ その一つとして「スパルタの制度とリュクルゴス伝説」につき村川の評言を摘記しておく。「この論文の大半は「スパルタの諸制度」の研究に費されているが有名なレトラの問題とかエフォロス制の起源とか、どれ一つをとっても頭のいたくなる、そして永い学説史をもつ事柄がさっさと片付けられている。」「……いくつかの論文に分割されて慎重に取扱わるべき事柄が一度に取り上げられた……」

これは正鵠を射ると想察されるが、「古代スパルタ史研究」では如何であろうか。中井の書評では、その点、一向に鮮明にならない。スパルタ史に造詣の深い中井としては、「古代スパルタ史研究」の主部を論ずるに際しても、豊富な知識を駆使して肺腑を抉るが如き批評を下すべきであった。

3

中井義明は「回顧と展望」⁽⁴³⁾において、伊藤貞夫「古代ギリシアの氏族について―新説への懐疑―」（『史学雑誌』一〇六一―一、一九九七年）を論評する。該問題に関係深き伊藤の議論としては「古典期アテネのフラトリア―IG II²1337の場合―」（『史林』七一―五、一九八八年）及び「家・フラトリア・ポリス」（『西洋史研究（東北大）新輯一八、一九八九年）がある。「回顧と展望」においてそれらを取上げるのはそれぞれ古山正人⁽⁴⁴⁾と森谷公俊⁽⁴⁵⁾である。以上三名とも伊藤に対して肯定的評価を下す。

「古典期アテネのフラトリア」より筆を起すが、これは著名なるデーモテイオーニダイ碑文を分析に付したものである。この碑はプラリア関係の決議を録したものであるが、そこにはデーモテイオーニダイとデケレイエイイスという二箇の集団が姿を示す。伊藤によればプラ

ギリシア史の批評をめくって(三)

トリアの名称はデケレイエイイス。デーモティオーニダイとはその中の特権的小集団、即ちゲノスに他ならない。それはプラトリアの成員登録その他に対して貴族政期以来の特権を保持していた。これに最初の制約が課せられたのは四世紀初頭、それが廃絶されたのは同世紀前半との事である。これを俟って、プラトリア内部における民主化が完成したというものである。

ところで、IG II²1237におけるプラトリアの名称はデーモティオーニダイとなすのが穏当である。その中に小集団が存したのは確實であるが、問題は何故にそれに特殊の権限を措定しなければならないのか、である。プラトリア決議の目的であるが、それはペロポネソス戦争の齎した無秩序より復旧して、プラトリアの成員構成を糺すところにあった。第一決議においては、そのような作業の一部が小集団(「デケレイア人の家」)に委託された。それはその作業を円滑に遂行すべく期待された故である。ただ、そのみの事なのである。このように思考を進めるのが最も自然なのである。IG II²1237に関して特別の権力やその削除の形跡などは看取されない。伊藤の援用するドラコンの法や法廷弁論、更には「ピロコロスの法」⁽⁴⁶⁾もそういった事を物語るものではない。常に特権という側面しか脳中に浮かばぬのは、貴族政から民主政へと「古典学説」の壘の輪に囚われているからである。プリオヤランバート⁽⁴⁸⁾(「古代ギリシアの氏族について」)を経過しているにも拘らずそのような事では困惑を免れ難い。⁽⁵⁰⁾

ここにおいて「古代ギリシアの氏族について」も、その核心部分において破綻を来す事になる。従前、ゲノスとは氏族制的集団にして支配者たる貴族より成り、それは部族、プラトリアを通して権勢を固めたなどと唱えられる事、多しとしたのである。しかし、ゲノスがそのようなものでなかった事、これは承認せざるを得ないのではなからうか。それが隆昌を来すのも古期ではなく、ヘレニズム、ローマ治下の時代にかけてであろう。

「回顧と展望」であるが、これに関しては印象的な一文より紹介しよう。⁽⁵¹⁾ 執筆者は古山正人である。「評者の疑問を述べれば、国政レヴェルの民主化とプラトリア内の民主化との大きな時間的ずれは何に由来するのかということであり、正規の国制上の集団ではないとは言え、市民資格認定に重要な役割を果たしたプラトリアにゲンネタイが特権的地位を確保していた事実は、アテナイ民主政にどのような影響あるいは歪みを及ぼしたのかということである。」

これは伊藤の議論を承けるものである。伊藤によるならば、プラトリアの民主化開始は前四世紀初頭に置かれるのであった。他方、アテ

ナイ民主政完成は前五世紀中葉に位置せしめられるのである。この間、半世紀の乖離を見る事になる。これは伊藤にとって、なかなか重要な問題である。⁽⁵²⁾

これの背後に伏在するのがドラコン法の解釈である。そこにおける *arsinden* は伊藤によれば「家柄に基きて」⁽⁵³⁾の意である。然らば、それはプラトリア内の厳然たる身分較差を示すものとなる。この条項は「デーモテイオーニダイ碑文」解釈上、伊藤の援用するところであった。⁽⁵⁴⁾ところで、ドラコンの法律は四世紀においても現行法であった。⁽⁵⁵⁾されば、その時期においても如上の較差が厳存していた事となる。

これらは目に着き悖理である。伊藤などの奉持する理論よりすると、アテナイの貴族は五世紀半ばに影響力を喪失している筈である。それが、一世紀を閲した時点⁽⁵⁶⁾においても、何故にプラトリアにおいて特権を把持しているのであろうか。これの物語るのは何か。伊藤が根本的過謬を犯している事である。古山や、更には森谷⁽⁵⁷⁾として、そういった点、奇異に感じないのであろうか。⁽⁵⁸⁾

古山と森谷、及び中井にも共通するが、伊藤貞夫のプラトリア、ゲノス論を十全に理解し、それを縦横に批判し得るためには、プリオのゲノス論は自家薬籠中のものとしなければならない。⁽⁵⁹⁾加之、関係する法廷弁論やアンドルーズ⁽⁶⁰⁾程度は確認すべきであった。

註

- (1) この点をめぐっては諸学説が交錯する。e.g. R. W. Wallace, *The Areopagus Council, to 307 BC*, Baltimore and London 1985, 11-12.
- (2) この点、前沢の議論は筆者の理解を躡える。「アポリア脱出」に関しては大戸(八五九ページ)も疑念を挟む。
- (3) 四六ページ。
- (4) H. J. Wolff, *Der Ursprung des gerichtlichen Rechtsstreits bei den Griechen. Beiträge zur Rechtsgeschichte Altgriechenlands und des hellenistisch-römischen Ägypten*, Weimar 1961, 80-83.
- (5) 三章註(47)。
- (6) 四四―四五ページ。
- (7) 村川堅太郎訳(岩波文庫版)を基本とする。
- (8) Wolff, *op. cit.* 80-81.
- (9) Plut. *Solon* 19.3.「公権喪失者について。ソロンのアルコン就任前に公権喪失者だった者は復権を許される。ただしアレイオスバゴスにより、或はエペタイにより、或はプリユタネイオンでバシレウスにより殺人、傷害、僭主政の故に有罪とされ、本法公布の時亡命中の者を除く。」(村川

堅太郎訳(筑摩書房世界文学全集)に基づく。

- (10) *Op. cit.* 83.
- (11) Dem. XXIII. 76; *Ath. Pol.* 57.4; Pollux. VIII. 120. 他。
- (12) 芝川「アレイオスパゴスに関するノート」、『西洋史学』一一二、一九七九年、五六ページ。
- (13) Ed. Meyer, *Geschichte des Altertums II*, Stuttgart 1893, 354-355; G. Busolt, *Griechische Geschichte II*² Gotha 1895, 159 Anm.1 など。近年の著作としては Wallace, *op. cit.* 22-28。これは前沢論文と梓行年次を同一とする。
- (14) 前沢は三章註(49)において、ソロン改革後比較的早期にアレイオスパゴス評議会に故意殺人に関する裁判管轄が集中された旨記す。プリユタネイオン法廷がそれを喪失したというものである。然るに、これに関しても論拠は提示されない。
- (15) IG I² 104. 19の *arsindnen* は、従前、身分差の意に解される事が多かったが、これがそのようなものでなかったのは言を俟たぬところである。本篇二八ページ。
- (16) 前沢(一、四二ページ)によれば、ドラコンによる成文化の意義は法解釈における貴族の専恣を掣肘するにありと、在来、解されてきた。しかし、実のところ、それはポリスの公共体としての特質が意識された故の事ではなからうか。他の立法家をも想起すべきである。
- (17) この点は大戸(八五九ページ)も指摘する。
- (18) 前沢「ソロンの改革とアテナイの裁判制度」、『東京都立大学人文学報』二四八、一九九四年)も研究動向の整理を行うが、三五―三九ページにおいてドラコンに関して自説を展開する。これも率爾にして、かつその説たるや大部分想像力に依拠するものである。これらの点において、それは「ドラコンの殺人の法とアテナイ市民団」と相通するものである。従って、伊東七美男の評言(『史学雑誌』一〇四編、一九九五年、九三九ページ)は不当である。
- (19) 大戸も難点を挙げる(本章註(2)、(17))が、それらは容易に想到されるものである。
- (20) R. J. Bonner-G. Smith, *The Administration of Justice from Homer to Aristotle I*, Chicago 1938.
- (21) D. M. MacDowell, *Athenian Homicide Law*, Manchester 1963.
- (22) 本章註(4)。
- (23) R. S. Stroud, *Drakon's Law on Homicide*, Berkeley and Los Angeles 1968, 37-40.
- (24) 比較的早期の文献を少数掲げたい。G. Mylonas, *Mycenaean and the Mycenaean Age*, Princeton 1966, 224-233; A. M. Snodgrass, *The Dark Age of Greece*, Edinburgh 1971, 304-323; J. T. Hooker, *Mycenaean Greece*, London 1976, 140-182.
- (25) 後述のカーペンター(R. Carpenter. *Discontinuity in Greek Civilization*, Cambridge 1966, 27-53) 説は必ずしも正確でない。
- (26) 学説の簡便な概観は S. Deger-Jalkotzy, *Zusammenbruch der ‚mykenischen Kultur‘ und ‚dunkle Jahrhundert‘*, J. Latacz (Hrsg.), *Zweihundert Jahre Homer-Forschung*, Stuttgart und Leipzig 1991, 127-151.
- (27) *Ibid.* 144-145.

- (28) V. Rdt. A. Desborough, *The Greek Dark Ages*, London 1972, 18-25, 106-111.
- (29) この註は二〇〇〇年、『古代スパルタ史研究』刊行の際になされた付加。
- (30) 本章註(25)。
- (31) 註(24)。
- (32) 最近のものとしては例えばCh. Ulf, *Der neue Streit um Troia*, München 2003.
- (33) Roussel, *op. cit.* この書は一九七六年に上木されたのであった。
- (34) Ulf, *Griechische Ethnogenese versus Wanderungen*, Id. (Hrsg.) *Wege zur Genese griechischer Identität*, Berlin 1996.
- (35) J. M. Hall, *Ethnic Identity in Greek Antiquity*, Cambridge 1997.
- (36) 「ドリス人の侵入をめぐって」ならば五ページ。
- (37) E. g. R. A. Crossland, A. Birchall (eds.) *Bronze Age Migrations in the Aegean*, London 1973.
- (38) 中井義明「ギリシアにおける宮殿時代の終焉」(『文化学年報』四四、一九九五年)。
- (39) 『史学雑誌』八六編、一九七七年、二六〇―二六一ページ。
- (40) 『史学雑誌』一〇四編、一九九五年、九三八―九三九ページ。
- (41) 『史学雑誌』七二編、一九六二年、七九ページ。七二編、一九六三年、九五ページ。七三編、一九六四年、一一四ページ。七四編、一九六五年、一二七―一二八ページ。七五編、一九六六年、一三七ページ。
- (42) 『史学雑誌』七二編、一九六二年、七九ページ。
- (43) 『史学雑誌』一〇七編、一九九八年。
- (44) 『史学雑誌』九八編、一九八九年。
- (45) 『史学雑誌』九九編、一九九〇年。
- (46) 本章註(15)。
- (47) 伊藤「古代ギリシアの氏族について」一九二〇―一九二四ページ。
- (48) Bourriol, *op. cit.*
- (49) S. D. Lambert, *The Pyrrhies of Attica*, Ann Arbor 1993.
- (50) 詳細は芝川、前掲書補論。
- (51) 『史学雑誌』九八編、一九八九年、九二二ページ。
- (52) 伊藤貞夫『古典期アテネの政治と社会』、東京大学出版会、一九八二年、一九五ページ。「家・フラトリア・ポリス」一三四―一三六ページ。
- (53) 「古典期アテネのフラトリア」二二六ページ。「古代ギリシアの氏族について」四三ページ註(5)。
- (54) 「古典期アテネのフラトリア」二二五―二二六ページ。「古典期アテネの政治と社会」一八七―一九〇ページ。

- (55) 芝川、前掲書、三五〇ページ註(18)。
- (56) 法廷弁論の年代を想出せよ。
- (57) 『史学雑誌』九九編、一九九〇年、九二四ページ。
- (58) 実のところ、時間的齟齬などにつき懊惱する必要はないわけだ。諸史料を自然に解釈すれば事足りるものである。
- (59) 中井の場合、ランバート(本章註(49))をも机辺に置くべきであった。
- (60) A. Andrewes, *Philocteros on Phraites*, *JHS* 81, 1961.

五

最後に筆者自身の論文。これに関しては客観性を確保するために最小限にとどめる。先ず、アリストテレス関係で、「アリストテレスと古アテナイの国制」(『西洋史学』一六八、一九九三年)。評は『史学雑誌』一〇三編、一九九四年「回顧と展望」号において行われる。担当は伊藤正。これによるならば、「評者は、(芝川)氏の *aristunden* の解釈には承服しかねる。」との由である。*aristunden* なる語は、在来、「門地によって」などと解され、ソロン以前の国制を貴族政(身分的支配)となす事につき一つの論拠とされてきた。さりながら、この語は実は「徳に基いて」を意味する。この点、筆者としては、一般の用例を徴した上でアリストテレスの用語法、思考を精査して論証したものである。かくなる文献学上の手続に遺漏ありとするならば、それを衝くのは大いに結構、当方としても裨益されるであろう。然るに、ただの一言、「承服しかねる」のみである。理由は一片だに呈示されない。これには失笑を免れない。惟うに、伊藤正の抱懐する歴史像にとって筆者の解釈は不都合なのであろうが、反論を能く陳ぜない。黙殺するに如くはなしとあったところであろうか。

「アリストテレスと古アテナイの国制」の旨趣であるが、それはアリストテレスの思念を忠実に辿るところにある。即ち、『政治学』と『アテナイ人の国制』によるならば、ソロン前期のアテナイには身分制支配など布かれていない。アリストテレスに関して筆者による爾余の論攷も、畢竟、帰趣するところ同様である。全般的に、アリストテレスの場合、近代の諸家が唱導する「貴族、貴族政、平民」などの概念があるのか。また、「貴族政より民主政への発展」なる観念が認められるのか。これらは深甚なる疑惑に晒される事となる。今日の歴

史家によるならばギリシア史の古期は「貴族政」の時代、これが崩壊した後、政治史の主軸をなすのは富裕者と貧民の対立である。しかしながら、アリストテレスの政治論を通じて常に論じられるのは富裕者、貧民、有徳者、役職、財産級、諸制度等々である。この点、時代の新旧を問わず論ずるところはない。従って、民主政は古期にも生ずるし、寡頭政は常に出現する。

以上はテキストを尊重する限りにおいては否定すべくもなまいと思考されるが、如何であろうか。『政治学』や『アテナイ人の国制』には在来のギリシア政治史像を裏付けるものは欠除する。かくなる事実に対して諸家は殊更に目を塞ぐのか。しかも、その点において、他の古典史料がアリストテレスと共通するとすれば如何なる対応を取らんとするのであるか。

前古典期の抒情詩類に関し、筆者は教篇の論文を物している。⁶その中より、先ず、「ソロン、詩と政治」(『史林』七九—四、一九九六年)。「回顧と展望」において取上げるのは桜井万里子である(『史学雑誌』一〇六編、一九九七年)。これは論評として「(この論文は) P. B. Manville や I. Morris らの新しい研究には触れていない。」⁷と叙するのみ。この論文はソロンの詩を文献学的講究に付したものである。マンヴィルやモリスとはそれぞれ P. B. Manville, *The Origins of Citizenship in Ancient Athens*, Princeton 1990 並びに I. Morris, *Burial and Ancient Society*, Cambridge 1987 を指すのであろうが、これらはそのような角度よりソロン詩篇を討究したものではない。従って、拙稿がそれらに論及しなかったのはむしろ当然なのである。桜井は論文の本旨を一切衝かない。このように、遁走するのみでは何物も産まない。⁸

今一つ、「アルカイオスとミュティレネ」(『西洋史学』一九〇、一九九八年)にも付言しておく。論評を行うのは師尾晶子(『史学雑誌』一〇九編、二〇〇〇年「回顧と展望」号、九六七ページ)。次のように記される。「(この論文は) ミュティレネの内乱が貴族の政権をめぐる争いであることをアルカイオスの詩の分析から論じたもの。」思量するに、師尾としてはこの論文を繕く程度の事はなしたのであるか。それ以上ではない。頃年、対象を読まずとも論評はなし得るものらしい。⁹これをしも文明の進歩と称すべきなのであるか。

抒情詩類は前古典期における貴重なる同時代史料であるが、それらよりも該期の社会を閉鎖的と見るべき論拠は得難い。上層富裕者層の存在が詩歌よりも知られるのは自明であるが、それは民を庄伏し得ず、特権身分層として自己を確立し得なかつたと観じられる。生活、思想に亘つても、上層と衆庶との差は大ならずとなすべきであろう。こういった事は如上のアリストテレス論と相俟って意味深きものとなる。クレイステネス改革論に移る。学説史においてこの改革は貴族政より民主政への発展という観点より解されるのを通常とした。それは貴

族政的支配秩序に打撃を加え、民衆の進出に道を拓いたからというのである。その点において、それは屢次に亘ってアテナイ民主政発展史上、画期的意義を賦与されてきた。

ところで、「貴族の勢力基盤」への打撃なる点は論証されたのであろうか。これに関して、部族、テリス区、プラトリア、はたまた当時の状態などをめぐって数多の試みがある。然るに、それらが嘗て成功を納めたとは聞かない。注がれた労力の龐大なるに比して成果の貧弱なる事よ。何故民主政なのか、これは遂に解明されなかった。これは根本的誤解存するが故である。諸家が主として依拠するのはヘロドトスとアリストテレスである。この両名、改革につき民主政云々なる評言を下すに際し、それが身分的支配の破砕を意味すると多数の学者は速断してしまった。さりながら、ヘロドトス、アリストテレスやその他イソクラテス、プルタルコス等ギリシア人著作家にとって、そのような事は顧慮の外であった。誤謬の因はここに存したのである。近代における通説はヘロドトス、アリストテレスより発すると自らは信ずるのであるが、実際にはそうではなかったのである。如上の試みが悉く失錯に帰したのも、けだし当然である。今日、クレイステネス改革が何でなかったかは承認せざるを得ないのでなかろうか。⁽¹⁰⁾

筆者によるクレイステネス関係の諸論文につき、「回顧と展望」は冷淡である。⁽¹¹⁾ それらは、改革が「氏族制的従属関係」破壊などという結果を生じなかった事すら毫釐も理解しないのであろうか。本稿一章において扱った向山論文に対する桜井万里子、古山正人の評言⁽¹²⁾ 更に桜井『古代ギリシア社会史研究』⁽¹³⁾ からも同様の事が看取される。これらは旧説を恪守するのみであって、それ以上、思考を巡さんとしな⁽¹⁴⁾ い。筆者に対する論評においても評者は種々の辞柄を設け、正面よりの対決を回避するのである。かく、それらの者は護教論に終始するのでなく、事実解明のために竭力すべきであった。

拙著、『ギリシア「貴族政」論』であるが、これに対する反論がなされたとは聞知しない。少なくとも、管見に入らないのは事実である。筆者としては活発なる討論を喚起しておいたのであるが⁽¹⁵⁾。本邦学界においては永劫に亘って沈黙は金なのであろう。貴族政より民主政への発展とは長期の間奉持されてきた学説(「古典学説」)であるが、拙著はそれに対して疑念を呈したものである。本章における素描のみよりしても覚知されるように、⁽¹⁶⁾ 現在、「古典学説」は諸処において破綻を来す。その中であって「古典学説」を固持するのみの立場には相違ないが、その際、合理的根拠を呈示しなければならない。筆者の作業は異議申立である。そうであればこそ、正々堂々と論陣を張るべき

であった。それを無視して儉安を事とせんとするならば、それはまた隱蔽體質であり、醇乎たる日本精神の発露となろう。「古典学説」とは千古不磨の大典などではないのである。⁽¹⁷⁾

註

- (1) 九四五ページ。
- (2) *Ath. Pol.* 3. 1. 3. 6.
- (3) その後、*Thesaurus Linguae Graecae*を検索するに及んで、この点は一段と強化された。芝川、前掲書三章註(41)。
- (4) 現在では芝川、前掲書一部二、三章。
- (5) アリストテレスにあつて、*aristokratia*は有徳者の支配。*gnorimoi, eugeneis*等は閉鎖的身分を形成しない。それらは時代の新古を問わず存する。以上、蛇足ながら念のため。
- (6) 今日では、芝川、前掲書二部。
- (7) 九七五ページ。
- (8) ソロン詩篇に関する桜井の知識は本稿三章八ページ。
- (9) 本論文一章一二ページ。
- (10) 筆者のクレイステネス改革論、現今では芝川、前掲書八―十二章。なお、本篇一章二節参照。
- (11) 『史学雑誌』九二編、一九八二年(中村純)、九三編、一九八四年(篠崎三男)、九六編、一九八七年(大戸千之)、九八編、一九八九年(古山正人)。これらは「新世代」による。他には『史学雑誌』九四編、一九八五年(清永昭次)。
- (12) 一二二ページ。
- (13) 岩波書店、一九九六年、九、七九、一五〇ページ他。
- (14) これらの者の存在は筆者にとって一つの新たな発見であった。これらは史料、論理に反してまで何をなさんとするのであろうか。Cf. Herakleitos, F34 (D.K.); *Ar. Eth. Nic.* 1095b10-13; C. Darwin, *On the Origin of Species*. 『種の起源』八杉龍一訳(岩波文庫版)、下、二五〇ページ。
- (15) 芝川、前掲書三五八ページ。
- (16) 詳細は同書終章。
- (17) 本論文二章註(22)において示したように、清永昭次や古山正人は、一面、ギリシアにおける上下の較差を小となす。それにも拘らず、「貴族―平民」理論は墨守する。これは思考能力に不足ありと言わざるべからざるものであった。更には本篇四章二五ページ並びに終章三三三ページ。そもそも、ギリシアの如き狭小かつ貧弱な地において、下層民より懸絶する特権層を想定する事は尋常でない。芝川、前掲書二、三三八ページ。なお、桜井の『古代ギリシア社会史研究』に対する伊藤貞夫の書評(『史学雑誌』一〇七―一、一九九八年)につき一言しておく。桜井は同

書の序論においてプリオとルーセルの新説に対し積極的評価を与える。然らば、貴族支配の礎は何に索めらるべきか。桜井によればそれはオイコスと集合行動であるが、伊藤をして言わしめれば(九八ページ)それは不十分である。プリオやルーセル、殊に前者を採った場合、在来の「貴族―平民」理論が危殆に瀕するのであるが、桜井の思念はそこ迄は及ばないのである。また、伊藤曰く(九七ページ)、この書は海外の新動向を撰取するに急である。

終章

以上、「新世代」による批評を検討に付した。全体よりすればそれはあくまでも一部に過ぎない。それを以つて全豹を能く推知し得ようか。本稿にて扱った論述は、筆者自身のものを別とすれば、約二九篇、それらに対する批評の数は三五点程度である。そのうち、「新世代」の手になるものは三〇許りを算える。僅少ならぬ数である。また、それらは内容的に無慙としか言うべうもなかった。筆者として専門外の事項につき発言する意思はないが、それらの分野において、「新世代」が一転して良心的な批評を下す事態など有るを得ようか。中にはありとも、それは寥々たるものであろう。「新世代」による論評は全体として信憑性低しと断じざるを得ない。却つて、「旧世代」の側に見るべきものはあつたであらうか。もとより、それらは玉石混淆であつたが。

「新世代」の欠陥を総覧するに、以下の事は最低限ここで論じた評に関しては確言し得る。第一、それらは対象を精読しない。そのため
の錯誤は些少とはしなかつた。今更記すのも事々しと思われるが、評に臨む場合、論著を三度は通読すべきである。それも、当然、註をも
含めてである。本篇において取上げた著作に関しては、筆者は専門家である。それが多大の労苦を傾けたのである。それらを門外漢が簡単
に処理し得るとするならば、その事はクリオ女神を畏れぬ所業である。論文執筆者の掲げる史料、研究文献も少なくとも一部は自ら確認す
べきである。

第二に知識の不足。これも顕著というより他に言うべくもなかつた。当該問題に関し十分なる知識を有さぬ者が申訳程度に感想を連ねて

表面を糊塗する。「……と思える、感じられる。」の濫発など、印象を書綴るのでは詮方ない。他方、それとは逆に、そのような者が全能の裁判官然として大上段より審決を下す。そういった徒は「無智の知」を拳々服膺すべきである。本論文の序において記したように、批評においては評者の能力が白日の下に曝されるのである。「この程度の学識にて批評に挑むとはその意気たるや壮なり。」などと、未来永劫、繰返さざるを得ないのであろうか。かくなる状況は寒心に堪えない。憫笑を誘うが如き妄批とは訣別したいものである。

思考能力にも難がある。この点、間々指摘した。これにつき一言しておくが、近年、米欧の学界動向に変化が見受けられる。ギリシア古典文化の相対化などその一つである。「新世代」にもそれらを受容する者少なしとはしない。それはそれとして結構な事なのである。ただ、それは泰西の新潮流に触発されて始めて行うのではなからうか。ギリシアの客観化を図るならば、日本人学者こそが自ら思索を重ねた上で先鞭を著けるべきであった。新潮流の中には新奇を銜うもの、また稀とはしない。吾人としては徒らに右顧左眄するのではなく、自らを持って沈黙考すべきではなからうか。その際の抛り所としては古典文献学しかなからう。こういった事態を以って按ずるに、本邦学界とは変らぬものよ。百年河清を俟つ如しである。

更に志の低さも更めて言挙げしなければならぬ。批評とは体裁さえ整えれば良しとするものではない。著者が心血を注いだ（とは限らぬが）論著をそのように扱って平然とするのか。批評に伴う責任を考量すべきであった。真理追求のため肉薄する姿勢に乏しかりしを遺憾となす。

以上よりして、今日、「回顧と展望」などが学問の発達に対して阻礙的なのは明白である。「かくの如き批評がギリシア史研究全体の水準を低下せしめる」⁽³⁾のであろう。相互の適確なる批判を欠いた場合、学問は墮落を免れない。しかも、本稿の論議は大多数の者にとって馬耳東風なのである。病根は深しと言わざるを得ない。日本の学界とは本来的にその程度のものなのである。⁽⁴⁾

註

- (1) 本篇二章一〇、四章二三ページ、五章註(17)。
- (2) 同三章八ページ。
- (3) 桜井万里子の評言(『史学雑誌』一〇六編、一九九七年「回顧と展望」号、九七六ページ)を参照の事。

ギリシア史の批評をめくって(三)

(4) 第二次大戦後の日本においてはマルクス主義の如きが猖獗を極めた。この一事を以ってしても本邦学界における思考能力の水準が知られる。「新世代」においても、ローマ史をも含めて、太田秀通などに追隨して共同体論などに身を投じた者、或は心を寄せた徒輩、決して鮮少とはしない。ソ連が崩壊し、マルクス主義が衰頹した今日、それらの者は未だにさなる理論を固守するや。それともそれを抛擲し、要領良くも転向して恬然としているのであろうか。知り度きところである。そのような者に高き志などを求めるのは本来的に無理というものであろう。